

『経済学批判要綱』における「自由」と「平等」

高木, 幸二郎

<https://doi.org/10.15017/4403313>

出版情報：経済学研究. 33 (3/4), pp.87-110, 1967-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



『経済学批判要綱』における

「自由」と「平等」

高 木 幸二郎

ま え が き

『経済学批判要綱』でマルクスが、彼自身の言葉にいう「資本と労働との交換」に関連して、近代的賃労働者における商品としての労働力の範疇の生成^(注)について述べた個所には、当然のこととして、近代的賃労働者の、奴隷制における奴隷と異なる階級としての独自性に触れた論述がある。その採り上げ方は、『要綱』がマルクス自身のノートであるという性格から、やや多角的なかたちをとっており、『資本論』第一巻第二篇第四章「貨幣の資本への転化」の第三節「労働力の売買」でこの問題が取扱われた周知の個所に対比し、この問題での全体的視野を提供する意味で参考になるものである。とくにこの点は、近代市民社会における自由と平等の思想が、商品交換の発展とともに歴史的に生成した関係と、この自由と平等の掛け声の背後に進行する、階級的抑圧と隷属の実質がもっている歴史的特性を明らかにする上で重要である。そこで本稿ではこの問題を中心とした『要綱』の論述を跡づけてみたい。

(注) この問題につき、経済学史学会編『「資本論」の成立』(岩波書店刊)所載の拙稿『「経済学批判要綱」における「資本と労働

の交換」について」を参照せられたい。

一 近代的賃労働者における「自由」

右に示した問題はまず、商品としての労働力の交換価値の規定にかんする論述が行なわれるについて、近代的労働者における消費の重要性が関連的に述べられている個所で示されている。これは生産過程における価値増殖にさいしての労働力の機能にたいして、流通過程すなわち剰余価値実現の過程での消費者、資本の生産物である商品にたいする市場における購買者としての労働者の役割にかんするものであって、『資本論』第一巻の第四章では、論理的関連から捨象されている問題である。『要綱』のこの個所でも、同様にいちおう言及はされながらも、この個所の固有の問題でないことが二個所にわたって述べられている。

「彼は彼の使用価値を富の一般的形態と交換するとき、彼の等価物の限度……まで、一般的富の共同享受者となる。

だが彼は、満足の特別の対象にも、特別の方法にもむすびつけられているわけではない。彼は質的に締めだされている——享受の範囲から——わけではなく、ただ量的に締めだされているにすぎない。これが彼を奴隷、農奴等から区別する。

たしかに消費は生産それ自体に反作用するけれども、この反作用は、他のすべての商品販売者と同様、交換（ここでの主題をなす資本と労働の交換——引用者）のばあいの労働者と関係があるのではない。むしろそれは、たんなる流通の観点からすれば——われわれはまだ他の発展した関係を取扱っていない——、経済的關係（資本と労働との交換で問題となる経済的形態規定に関連した）の外部に属する。にもかかわらず現在すでに、これだけはついでながら言うことができる。すなわち、労働者の享受の範囲の相対的な、質的ではなく、ただ量的にだけ、また量をつうじてだけ措定された質的な

制約は、消費者としての彼らにたいしても（資本のいっそうすんだ展開にさいしては、消費と生産との関係がよりくわしく考察されなければならない）、彼らがたとえば古代ないしは中世ないしはアジアでもち、またもっていたのとはまったく別の重要性を、生産の担当者としてあたえるのである。だがこのことは、さきに言ったように、まだこの問題ではない。」（『要綱』、邦訳Ⅱ—二〇五—二〇六ページ）

「……どの資本家も、彼の労働者が節約するように要求するけれども、それは彼らが彼にたいしては労働者として相對しているからこそ、ただ彼の労働者だけがそうすることを要求するのであって、その他の労働者の世界にはけっして要求しない。なぜならそれらの労働者は、彼には消費者として相對しているからである。だから彼は、ありとあらゆる『殊勝な』口ぶりににもかかわらず、彼らを消費へとかりたて、新たな刺戟を彼の商品にあたえ、新たな欲望を彼らに押売りする等のために、あらゆる手段をさがしたのである。本質的な文明の契機であり、資本の歴史的正当性とその現在の力の基礎となっているのは、資本と労働との関係のまさにこの面にはかならない。（この生産と消費との関係は、資本と利潤等の個所になってから展開する。）（それともまた蓄積および諸資本の競争の個所で。）」（同前、二一〇ページ）

両文とも、資本のもとの労働者の、他の先行諸社会形態のばあいと異なった消費者としての役割を指示することに重点がおかれている。ただそれがこの個所の主題でないことが、くりかえし指摘されているが、第二の引用文の最後の括弧内挿言にあるように、マルクス自身のノートのこの段階では、「資本」の篇別構想のどこでそれを取扱うべきかが必ずしも明確ではなかったことを注意しておく必要はあるう。

右のかたちで述べられた賃労働者の奴隷や農奴との区別は、だから『資本論』第一巻の「労働力の売買」の個所には言及されていない。そこでは当然のこととして、労働力の販売者としての近代の賃労働者が奴隷と異なることにかんす

る次の周知の文言がある。

「労働力の所持者が労働力を商品として売るためには、彼は、労働力を自由^にに処分する（この傍点は引用者のもの）ことができなければならず、したがって彼の労働力能^は彼の人格の自由^な所有者^{でなければならぬ}。労働力の所持者と貨幣所持者とは、市場で出会ったがいに對^し等^な商品所持者として関係を結ぶのであり、彼らの違いはただ、一方は買い手、他方は売り手であるということだけで、両方とも法律上平等な人間である。この関係の持続は、労働力の所有者が、つねに一定の時間をかぎって労働力を売ることを必要とする。なぜならば、もし彼がそれをひとまとめに一度に売ってしまったならば、彼は自分自身を売ることになり、彼は自由人から奴隷に、商品所持者から商品になってしまふからである。彼が人間として彼の労働力にたいしてもつ関係は、つねに彼の所有物にたいする、したがって彼自身の商品にたいする関係でなければならぬ。そしてそうでありうるのは、彼がいつでもただ一時的に、一定期間をかぎって、彼の労働力を買い手の処分にまかせ、その消費にまかせるだけで、したがってただ、労働力の譲渡によってそれにたいする彼の所有権を放棄しないかぎりでのことである。」（『資本論』第一卷、国民文庫版、(2)―四三―四四ページ）

ここに述べられた関係は、資本家が「市場で労働力を商品として見出し」（同前、四三ページ）うるための第一の条件として記されたものであるが、『要綱』で直接に奴隷との対比で労働力の販売者たる賃労働者の歴史的な特有性について述べられているのは、労働にたいする資本の「節約」の要請の意味するところを暴露している個所^(註)の末尾に近く、資本と労働との交換で資本に對立するのは「非資本」としての、すなわち非交換価値としての労働だということが再言されたところで、簡単に次の言い方で行なわれている。

（注）この点について前記拙稿参照。前掲『成立』、二五一―二五三ページ。

「奴隷としては、労働者は交換価値を、すなわち価値をもつが、自由な労働者としては、価値をもたない。ただ彼との交換によって得られる彼の労働にたいする処分権（この傍点は引用者のもの）が、価値をもつのである。彼が資本家にたいして交換価値として対立するのではなく、資本家が彼に対立するのである。彼の没価値（Wertlosigkeit）と価値喪失（Entwertung）とが資本の前提であり、自由な労働一般の条件である。」（『要綱』、II—二二ページ）

この文章をさきの『資本論』からの引用文と比べてみると、同じように資本主義のもとでの労働力の商品としての売買に関連しているが、後のばあいには、その労働力の価値規定に直接関連して労働者の「没価値」性が述べられているのにたいし、前のばあいは、労働力が商品化する第一の条件である、商品労働力の所持者である労働者の形式上法律上の資本にたいする自由と平等ということがまず説かれているという点が目立っている。その点からすれば、『要綱』の文章は、『資本論』で述べられた労働力商品化の「第二の本質的な条件」（同前、(2)―四五ページ）といわれているものに関連していると見てよいであろう。すなわち「労働力所持者が自分の労働の対象化されている商品、商品、売ることができないうで、自分の生きた肉体のうちにしか存在しない自分の労働力、そのものを商品として、売らなければならない」（同前）という点に関連する。これは近代労働者の「自由」ということの意義にかんし、『資本論』の同じ場所でマルクスが解説した有名な二つの意義の後の方の意義にかかわるものである。すなわちさきの引用文にも述べられていた「自由な労働者」の「自由」の第一の意義、すなわち「自由な人間として自分の労働力を自分の商品として処分できるという意味」（同前、四六ページ）にたいし、「他方では、労働力のほかに売るべき商品をもっていなくて、彼の労働力の実現のために必要ないっさいの物から解放たれている、いっさいの物から自由である、という意味での自由」（同前）と述べられたその見地である。^(註)

(注) 『要綱』の末尾に収められた『『経済学批判』の原初稿の断片』のなかの「貨幣の資本への転化」の個所では、当該の趣旨は次のように書かれている。これが『資本論』での説明の母型となったものである。

「貨幣が資本に転化する条件は、貨幣の所有者が貨幣を商品としての他人の労働力能と交換できる、ということである。……したがってこの条件は、労働者が彼の労働力能を利用されるべき商品として売りに出すということ、つまり自由な労働者である、ということである。この条件は、労働者が第一に、自由な労働者として彼の労働力能を処分する、商品としての労働力能に関係する、ということであり、そのためには彼は労働力能の自由な所有者であらねばならない。しかし第二に、彼は彼の労働をもらや他の商品の形態で、対象化された労働の形態で交換することはできず、彼が提供し、販売することのできる唯一の商品は、まさに彼の生きた肉身のうちに現存する、彼の生きた労働力能であること、彼の労働の対象化の諸条件、したがって彼の労働の對象的諸条件は、他人の財産として、流通のなかで他方の極に、彼自身のかたにある商品として存在している、ということである。」(邦訳、V—〇六八ページ)

したがって『要綱』では、さきの文章の最後の「没価値」と「価値喪失」とが「自由な労働一般の条件」であると述べたあとにつづいて、次のようにフランスの法学者ランゲ^(註)を批判している。

「ランゲはそれを退歩とみなしているが、彼は、それによって労働者は形式的に人間として措定されていること、その労働者は彼の、自分のための労働以外のなにかであり、彼の生命の発露を彼自身の生存の手段としてのみ売却するものだということを忘れていたのである。」(同前、II—二二二ページ)

(注) 『剰余価値学説史』に引用されているランゲの言葉のなかに、次のようなものがあることが参照されよう。

「……自然の財宝の分け前にあずかるためには、ひとはそれをふやすために働かねばならない。」「したがってひとは、自由な」という幻想を捨てさらねばならない。」(国民文庫版、第一卷第三分冊、八七ページ)

二 労働力の「一時的処分権」の販売

さきの『要綱』からの、自由な労働者が奴隷と異なる歴史的な階級であるという点に坎する引用文のなかで、注意すべき箇所は、奴隷はそれ自身が交換価値をもつのにたいし、自由な労働者それ自身は価値をもたず、「彼の労働にたいする処分権が、価値をもつ」（傍点は引用者のもの）とされている点であろう。この処分権（Disposition）の概念は、『要綱』の「資本と労働との交換」に論及された、すでにさきだつ箇所に出てきているのであるが、そこではまず資本家の労働者との交換で資本家の受けとるものが、使用価値としての「他人の労働にたいする処分権」であり、労働者の販売するものが、「彼の労働にたいする処分権」（『要綱』、邦訳Ⅱ—二〇三—二〇四ページ）であるというかたちで述べられた。^(註1) つづいてこの労働者にとっての商品の交換価値の問題をはじめて提起した箇所では、この交換価値は「労働者そのものを生産するのに要する労働の量によってのみ決定される」（同前、二〇四—二〇五ページ）と述べて、それに関連して

労働者の提供する使用価値が、「彼の身体有能力・力能として存在」する（同前）ことに言及された。^(註2) 労働力の交換価値を規定するものとしての労働と販売される使用価値としての労働力との区別は、論理的内容としてはここですでにまったく明確であると思われるが、概念としての労働能力・労働力能の価値ということはまだ用いられていないし、また労働者の労働にたいする処分権の価値という表現さえもまだそこでは使われていない。またつづいてやや後に、労働者が交換するのは、「生活手段すなわち彼の生命力を維持するための対象」であり、「彼が手ばなすのは、彼の労働にたいする処分権である」（同前、二〇六ページ）と述べられた箇所にも、この処分権の交換価値という表現そのものはまだ出てきていなかった。むしろまだそこには、生活手段について、「彼の労働（傍点は引用者のもの）の生産費によって測ら

れた生活手段」（同前、二〇六ページ）という表現も行なわれていた。しかしさきにあげた個所では、「処分権が価値をもつ」という表現が行なわれるにいたっており、これはいうまでもなく、範疇としての「労働力能」とその価値の概念の確立への一階程をなしているので、この点をもう少し見てみよう。

（注1）この点について前記拙稿参照。『成立』、二四二—二四四ページ。

（注2）同前、二四五—二四六ページ参照。

さきの文章のある個所については、『要綱』の本文では、「資本は労働者にたいして物的な力にすぎない。……」（邦訳、Ⅱ—二二ページ）という見出しのついた、文節を改めた論述がつづいている。しかしこの新しい個所の記述は、マルクス自身の手稿で、ちょうどノートⅡの最終ページから書き始められており、ノートⅢへの移り目になっているが、そこに一ページの紛失脱落があるため、前の文節の終りの部分とともにその内容が不明になっている。わずかにマルクスのつくった「私自身のノートへの心覚え」にあげられた項目がある（編者によってこの個所の前記見出しとして挿入されている）ので、それによってその内容をおぼろげに推測する以外に方法がない。

（注）見出しの項目は次のようになっている。「資本は労働者にたいして物的な力にすぎない。人間的な価値をもたない。——用役給付との相違。——資本との交換での労働者の目的。——消費。いつでも新たなにはじめなければならない、すなわち労働者の資本としての労働。（資本としての労働力能！）——賃金は生産的ではない。」

脱落ページについて『要綱』本文に残されたのは、この項目のうちの終りの方の「すなわち労働者の資本としての労働（資本としての労働力能！）」として示された叙述の中途からと思われる。この論述のなかに次の文章がある。

「労働者が労働能力あるかぎり、労働が彼にとってつねに交換の——すなわち交換そのものではなく、資本との交

換の——新たな源泉であるということは、彼がたんに彼の労働能力にたいする一時的処分権 (zeitliche Disposition) を販売するだけであり、したがって彼が彼の生命の発露をふたたび再生産しうるために、しかるべき量の素材を撰取し次第、いつでもまた新たに交換を開始できるという概念規定自体のうちによこたわっている。」(『要綱』、邦訳、Ⅱ—二—三ページ)

ここには労働者が生活手段を交換で取得することによって、労働力を再生産することができ、したがってそれによって資本との交換の持続を可能にすることができるといふ趣旨が述べられているが、まずそこですでに出てきた「処分権」の概念に「一時的」という限定が加えられていることを注意すべきであろう。この限定は、さきにあげた『資本論』からの労働力の商品化の第一条件にかんする引用文で、「労働力の所有者が一定の時間をかぎって労働力を売る」とある記述に対応するものである。この限定は、ここではすぐつづいて、もし労働者が労働力を「ひとまとめに一度に売ってしまえば」、奴隷になるといふさきに見た言葉によってその意義を説明しているもので、近代の賃労働者の歴史的特質を明確にする意味での限定になっている。だからそのあとにも、労働者は「ただ一時的に、一定期間をかぎって、彼の労働力を買手の処分にまかせ……」と、再度くりかえして述べ、労働力の販売は労働力にたいする所有権の放棄ではないことを明確にしている。

このように『要綱』で、労働者が売るのは、「彼の労働能力にたいする一時的処分権」であると述べている内容は、『資本論』で、労働力の商品としての販売として説明されている内容にまったく一致する趣旨で説明されている点を見れば、範疇としての商品「労働力」とその販売の規定が確立されるのには、もはやほとんど障碍は残されていないことがわかってくる。事実この個所でマルクスは、「労働能力の交換」という表現にもちいたっていることは、次のよう

に述べていることでも示されている。

「労働者が資本と交換するのは、彼がたとえば二〇年間に支出する彼の全労働能力である。彼にこの支払いを一度にするかわりに、資本は、彼がそれを資本の処分にゆだねるのに応じて、分割して、たとえば週ごとにその支払いをするのである。」（同前）

この記述からは、『資本論』第一巻第七篇の「資本の蓄積過程」の初まりの個所で、「社会的見地から見れば、労働者階級は、直接的労働過程の外でも、死んだ労働用具と同じに資本の付属物である」（国民文庫版、(4)一七四ページ）と述べられた考え方をはやくも仄見できるが、この点はさておき、ただここで労働者が「全労働能力」を資本と交換するというばあい、前の『資本論』からの引用で、「ひとまとめに一度に売る」と記されたのはまったく異なることはいうまでもない。そうではなく、この個所のさきにあげた見出しの項目にもあるように、労働が労働者にとって資本であり、賃金はその資本の果実であるというような見解が、ブルジョア経済学者によって説かれているのにたいする反駁として、労働が断続的になされるために、賃金が分割的に支払われるような外観がそのような見解をもたすが、労働者が売るのは「労働能力にたいする一時的処分権」であり、むしろこの販売によって労働能力はたえず更新され、「交換の新たな源泉」となっていることが説かれている。したがって次のようにも述べられているのである。

「ブルジョア経済学のことば巧みな告げ口屋たちは、……労働者がたえず労働をくりかえしたのちにも、ただあいかわらず彼の生きた直接的労働そのものを交換しなければならぬということに着眼してみるべきだった。」（同前）

賃金が資本としての労働の生みだすものだとする見解は、十時間労働法案をめぐる斗争の過程で示されたように、賃金を一定にしたまま、労働時間を極力延長しようと欲する資本家の欲求によって反駁されている。そしてこの点は、「賃

金は生産的ではない」とする経済学者の言い表わしが、資本と賃労働のあいだの交換の経済的意味をまったく曲解させることによって、資本の要請に即応しているのと軌を一にしている。すなわちこの交換で、労働者は「資本家のためにも労働者のためにも富を生産しない。なぜなら資本家にとって使用価値にたいする貨幣の支払い……は、富の放棄であって、その創造ではなく、したがって彼はできるだけ少なく支払おうとつとめるからであり、また労働者にたいしては、生活手段、すなわち個人的欲望の満足を多かれ少なかれ創造するにすぎず——とうてい、富の一般的形態を、富を創造しないのだから。」（同前、二一四ページ）

この考え方は、すでに『要綱』のさきだつ個所で一度反駁されたことのある、資本と所得との同一視につらなり、労働者の生産的労働を用役給付と同一視して、個人的な貨幣支出によるズボンの修理や靴みがぎと同視する結果にみちびくものだというわけである。

このように見てくると、次の項目を改めた新しい文節で、資本と労働との交換にかんする考察のいちおうの要約として、労働にかんして次のような二点の定式化があたえられた趣旨が判明してくる。

「(1) 否定的に把握された非対象化労働……。このようなものとしては、それは、非原料、非労働用具、非原料生産物であり、あらゆる労働手段と労働対象、その全客体性から切りはなされた労働である。……(2) 肯定的に把握された非対象化労働、非価値、すなわちみずからに関係づける否定性、それは非対象化の、したがって非対象的な、すなわち主体的な、労働の存在そのものである。対象としてのではなく、活動としての、それ自体価値としてのではなく、価値の生きた源泉としての労働。富が对象的に現実性として存在している資本に対立して、行為そのもので確証されるその一般的可能性としての、一般的富。」（同前、二一五ページ）

第一にあげられたものは、この一節の書出しの初めに、「所有の労働からの分離は、この資本と労働との交換の必然的法則として現われる」（同前）と述べられたことに直接関連しており、資本と労働との交換での二つの過程とされているものの「第一の過程」の考察での一課題であった。そして『資本論』の「労働力の売買」の個所では、それはさきに見たように、「自由」の二重の意義に関連して言及されていたことである。第二にあげられたことは、いま触れたように、価値と富に関連して生産的機能を果たす労働のことであり、これはそこで労働時間のこと採り上げられた行論のあいだにいわれているが、「第二の過程」に直接関連する（同前、二一三ページ参照）。すなわちここに、「資本に組入れられた労働過程」と見出しのつけられた次の文節から、「資本の内容としての生産過程。…」ないし「価値増殖過程。…」などの見出しのある諸文節に進む下地があたえられたことになるのである。

（注） この「二つの過程」につき、前記拙稿参照。（前掲『成立』、一三四—二四二ページ）

三 商品交換における「平等」の関係

さて近代的労働者における商品としての労働力の売買の問題にかんする以上の論述から、資本と労働との交換に関連して、平等と自由と所有の意義、そしてけっきょくは「領有法則の転回」といわれる事態にみちびかれるような、それらの内在的矛盾の展開が問題となっているのだということは再言を必要としない。そこでしばしば触れられてきている「自由」「平等」「所有」の意義について、『要綱』で取扱われているところをここで見ておく必要があるであろう。いうまでもなくすでに見たように、商品としての労働力の売買が、資本と労働との交換として問題となるばあい、そ

これは単純な商品交換における対等な交換者の立場を肯定することの前提の上に立っている。すなわちそこでは等価物の交換という商品交換の原則が貫徹していることの前提の上に立っている。したがって『資本論』でも、周知のように第二篇第四章の「貨幣の資本への転化」の第二節「一般的型式の矛盾」では、このことの確認を推論の大前提とすることにつき、次のように述べている。

「抽象的に考察すれば、すなわち単純な商品流通の内在的諸法則からは出てこない事情を無視すれば、ある使用価値が他のある使用価値と置き換えられることのほかに、単純な商品流通で行なわれるのは、商品の変態、単なる形態転換にはかならない。同じ価値、すなわち同量の対象化された社会的労働が、同じ商品所有者の手中に、最初は彼の商品の姿で、次にはこの商品が転化される貨幣の姿で、最後にはこの貨幣が再転化される商品の姿で、とどまっている。この形態転換は少しも価値量の変化を含んではない。そして商品の価値そのものがこの過程で経験する変転は、その貨幣形態の変転にかぎられる。……こうして商品の流通がただ商品の価値の形態転換だけを生じさせるかぎりでは、商品の流通は、現象が純粹に進行するばあいには、等価物の交換を生じさせるのである。……こうして使用価値にかんしては交換者が両方とも利得することがありうるとしても、両方が交換価値で利得することはできない。ここではむしろ、「平等のあるところに利得なし」¹（ガリアニ²）ということになる。もちろん商品は、その価値とは違った価格で売られることもできるが、しかしこの不一致は商品交換の法則の侵害として現われる。その純粹な姿では、商品交換は等価物の交換であり、したがって価値をふやす手段ではない。」（『資本論』国民文庫版、②一二六—一二七ページ）

この点については『要綱』では、「資本にかんする章」の冒頭（邦訳第二分冊の初まり）に、バスティア、ブルードンの批判を意図しつつ、次のように述べられていることが参照されるべきである。念のためにいえば、『要綱』のこの

個所では、平等と自由の概念が交換価値と貨幣に関連して、論争のかたちをとりつつかなり詳細に取扱われて、つづく貨幣からの資本の生成の考察への十分な準備を提供しており、後に「『経済学批判』の原初稿」で、ふたたび成稿のための検討を受けたその素材をなしている。

「商品または労働がたんに交換価値として規定され、さまざまな商品が相互に関係づけられるその関係が、これらの交換価値相互間の交換として、その等置（この傍点は引用者のもの）として規定されるかぎり、そのあいだでこの過程がおこなわれるところの個人または主体は、ただ単純に交換者としてしか規定されていない。形態規定についてみるかぎり、彼らのあいだには絶対的ななんの相違も存在しない。そしてこれは経済的規定、すなわち彼らが相互に交易関係にある規定であり、彼らの社会的機能、あるいは彼ら相互間の社会的関係の指標である。主体はいずれも交換者である。すなわちだれもが、他人が彼にたいしてもっているのと同じ社会的関係を他人にたいしてもっている。だから交換の主体として、彼らの関係は平等の関係である。」（『要綱』邦訳、Ⅱ—一六〇—一六一ページ）

注意しておくべきことは、資本主義的生産関係の基盤をなすものとしての「貨幣関係」が、けっきょくはこの生産関係における不平等の仮装となっていることの予告を、ブルジョア経済学者、ブルジョア民主主義の欺瞞性に関連してあたえた次の言葉が、右の引用文に先だってあたえられているということである。

「単純に把握された貨幣関係においては、ブルジョア社会のあらゆる内在的対立は消失しているように見え、またこの面からして、ブルジョア経済学者……が現存の経済的諸関係の弁護論に逃避する以上に、むしろブルジョア民主主義がふたたびこの貨幣関係に逃避するということである。」（同前、一六〇ページ）

交換者の平等の関係と等価物交換ということについては、なお次の説明が行なわれている。「純粹の形態、この関係

の経済的側面が考察されるかぎりでは、……形式的に区別される次の三つの契機だけが現われてくるにすぎない。すなわち、この関係の主体、つまり交換者、これは同一の規定で措定されている。彼らの交換の対象、交換価値、すなわち等価物。これはひとしただけでなく、明示的にひとしくなければならぬし、またひとしいとして措定されている。そして最後に、交換という行為自体、つまり媒介。これによって主体はまさに交換者、すなわち同等者として、彼らの客体は等価物すなわち同等の客体として措定される。」(同前、一六一ページ)

この「交換という行為」によって媒介されている等価物相互の関係には、興味ある点として相互の無関心性 (Gleichgültigkeit) が伴なわれている。周知のとおり、平等と自由がブルジョア民主主義の基本的内容をなすとすれば、他方の民主主義には、近代の個人主義精神が伴なわれている。この個人主義の一つの内容は、人間関係における相互無関心の問題であるが、このこともまた等価物交換に発するものであることが指示されているのである。

「等価物とは、一方の主体の他方の主体にたいする対象化であり、すなわちそれら自体は、同じ大きさの価値をもち、交換の行為においては、同じ値打ちのもの (Gleichgeltende) であると同時に、また相互に無関心のもの (Gleichgültige) (この傍点は引用者のもの) として実証される。主体は交換で、等価物をつうじてだけ相互にたいして同じ値打ちの主体としてあるであり、相互に一方の他方との関係をなす対象性の交換をつうじて、そうしたものとして実証される。主体はただこのように、ひとしい値打ちのものとして、等価物の所持者として、また相互にこの等価性の実証者として交換のうちにあるのであるから、主体はひとしい値打ちのものとして、同時に相互に無関心のもの (この傍点は引用者のもの) であり、それ以外の点での彼らの個人的相違は、すこしも主体に関係がない。主体のそれ以外のあらゆる個人的特性にたいしては、主体は無関心なのである。」(同前、一六一—一六二ページ)

この交換主体の相互的無関心にかかわらず、交換の前提にある社会的分業の条件であり、結果でもある、使用価値の多様性がここで想起されていることも、またやはり注意されなければならない。なぜならそれは、交換主体の相互的無関心であるどころか、本来的な交換者の社会的関係に連なっているからである。すでに引用された最初の記事の中にある、交換者の「社会的機能」「社会的関係」の根底には、一般的条件としての社会性が横たわっていることが忘れられなければならないことへのこれは警告であらう。すなわち次のように記されている。

「交換価値ならびに交換者としての主体の指定でもあれば、実証でもあるところの、交換行為の外にある内容についていえば、経済的形態規定の外部にあるこの内容は、ただ次のようなものでしかありえない。——すなわち、(1)交換される商品の自然的特殊性。(2)交換者の特殊の自然的欲望、あるいは両者をあわせて、交換される商品の相異なる使用価値。こうして経済的規定のまったく外部にあるこの交換の内容は、個人の社会的平等をそこなうどころか、むしろ彼らの自然的な相違を彼らの社会的平等の根拠とするのである。」(同前)

「彼らの欲望と生産の相違は、交換とそして交換における彼らの社会的等置への動機をあたえるにすぎない。だからこの自然的相違は、交換行為における彼らの社会的平等と、彼らがたがいに生産的なものとしてはいりこむこの関係一般との前提なのである。この自然的相違からみれば、個人「A」はBにとっての使用価値の所持者であり、BはAにとっての使用価値の所持者である。この面から、自然的相違がまた彼らを交互的に平等の関係におく。だがこの点からみれば、彼らは相互に無関心ではなく(傍点は引用者のもの)、たがいに足りぬものをおぎない、たがいに要求しあうのであって、個人Bは、商品に客体化されたものとしては個人Aにとっての欲望であり、また反対のばあいには反対である。したがって彼らは、相互に平等の関係にあるばかりでなく、社会的関係にもあるのである。」(同前)

この交換者の平等の關係の検討から、さかのぼって本来的な分業における社会的關係への指示が行なわれている個所では、簡単なながらもこの社会的關係は、人間の動物と區別された「共同種屬」的特性に結びついていることもいちおう指摘されている。

「一方の欲望を他方の生産物によって満足させることができ、またその逆もできるということ、また一方は他方の欲望にむけて対象を生産することができ、またそれぞれがたがい他方の欲望の対象の所有者として対しあうということは、それぞれが人間として、自分自身の特殊の欲望等に干渉し、彼らがたがい人間としてふるまうこと、彼らが共同種屬であることが、万人によって知られているということを証明する。だが象が虎のために、動物が他の動物のために生産したりするということは生じない。たとえば蜜蜂群は、要するにただ一つの蜜蜂を形づくっているものであり、みな同じものを生産する。」(同前、一六二—一六三ページ)

だがこの關係については詳論はなされていないのであって、やはりこの場所では、むしろ交換者の社会的關係として倒錯したかたちで実現されている平等の關係こそ問題であり、それだからこそそこにもなわれている無関心性が、さきのように問題になるのだと思われる。

四 商品交換における「自由」の措定

平等にかんする以上の論究ののち、ここではじめて自由の規定、すなわち平等は必然的に自由を想定することが述べられるようになる。このばあいの自由は、さきにも言及した『資本論』で「自由な労働者」にかんして述べられた自由の二つの意義のうちの前者、すなわち「自由な人間として自分の労働力を自分の商品として処分できるという意味」にかんする。

「個人およびその商品のこうした自然的多様性……が、これらの個人の不足分補充のための動機、すなわち彼らがそこでは平等者として前提されているとともに、平等者として実証されるところの、交換者としての社会的関係のための動機をなすかぎり、平等の規定にたいして、さらに自由の規定がつけくわわる。個人Aが個人Bの商品にたいして欲望を感じたからといって、彼がそれを暴力（この傍点は引用者のもの）でわがものにするのでなく、また逆のばあい逆のことがあるのでもなく、彼らは所有者として、すなわちその意志が自己の商品をつらぬいている人間として、たがいに承認しあうのである。そこでここにはさしあたり、人格とそしてそこにふくまれるかぎりでの自由という法的契機がはいってくる。なにびとも他人の所有物を暴力でわがものとしなない。なにびとも所有物を自由意志（傍点は同上）で手ばなす。」（同前）

（注）「自由という法的契機」が述べられたついでに、参考のためヘーゲルの法理論からの引用をしておこう。

「法は各個人が自由な存在として他人に認められ、待遇されることを根本前提とする。なぜなら、ただそのかぎりでのみ自由意志は他人の中で対象とされ、内容とされるものだからである。」（ヘーゲル『哲学入門』、武市健人訳、岩波文庫版、五八ページ）

「各人が自由な存在と認められるかぎり、各人は一個の人格である。法の命題はそれゆえにまた次のように表現される。『各人は他人から人格として待遇されねばならない』と。」（同前、五九ページ）

「そこからして、自分が他人に加えた強制を取消すためのほかは、何人も強制されることはできないという結果が生ずる。」（同前）

「私は私の所有を譲渡することができる。つまり所有は、私の自由意志によって他人に移動することができるのである。」（同前、六六ページ）

ここでは「自由」の概念は、明らかに「暴力（Gewalt）」と対置されている。すなわち強制にたいする自由という対立概念として示されている。そのかぎりではそれは、暴力と強制が排除されていることよってのみ成立しうる平等の

概念のうちに内包されていたことができる。他方にそれは、「自由意志」の言葉に示されているように、交換者の主体的行為に関連している概念であることも明らかである。この行為は何を動機として生ずるか？ 等価物の交換がそこに指定されていることはいうまでもないが、その等価物とは、ここで交換当事者の「所有物」としてあるものだということが指摘されている。この所有物をめぐる交換行為の動機と目的を闡明することのうちに、すでに一度触れた個人主義、すなわち個別的欲望と利益の追求の問題が、やはりここでも交換主体の相互無関心の規定の展開線上に現われ出てくる。それは右の文章にただちにつづけて次のように記されている。

「個人Aが商品aによって個人Bの欲望に役だつのは、個人Bが商品bによって個人Aの欲望に役だつからであり、またそのかぎりにおいてだけであり、また逆のばあいは逆である。どちらも他方に役だち、その結果自分自身に役だつ。つまりどちらも自己の手段としてたがい他方を利用する。さて双方の個人の意識のなかには、どちらにも次のような考えが存在している。(1) どちらも他方に手段として役だつかぎりでのみ、自己の目的をたつするということ。(2) どちらも自己目的(自己のための存在)としてのみ、他方のための手段(他人のための存在)となるということ。(3) どちらも手段であると同時に目的であり、しかも手段となるかぎりでのみ自己の目的をたつし、自分を自己目的として措定するかぎりでのみ手段となり、したがってどちらも、彼が自己のための存在であるかぎりで、自己を他人のための存在として措定し、また他人は他人自身のための存在であるかぎりで、自己を彼のための存在として措定するという交互性——この交互性は、交換の自然的条件として前提された必然的な事実であるが、そのようなものとしては交換の双方の主体のどちらにとっても無関心のもの(この傍点は引用者のもの)であり、この交互性がどちらにとっても利益をもつのは、それが他方の利益を排除するものとしての自己の利益を、他方の利益に関係なく満足させるかぎりにおいてだけだとい

うこと、これである。」(同前、一六三—一六四ページ)

ここには近代個人主義の真髓をなす手段と目的の反倒が、きわめて明快に説述されている。したがってさきに述べられた人間の共同種属としての認識における本来的平等性が、個人的所有物の交換を通じて現われるばあい、の錯倒が、いまやもつとも露骨に示されてくることになる。人間の共同的利益は、個別主体の個別利益の追求と相互無関心性の結果としてのみ実現される。

「つまり、全体的行為の動機として現われる共同的利益は、たしかにどちらの側からも事実として認められてはいるが、それはそのようなものとしては動機ではなく、いわばそれ自身に反射した特殊利益の背後において、すなわち他方の個別利益と対立する個別利益の背後において生じているものなのである。」(同前、一六四ページ)

かくて近代的自由は、等価物の交換それ自体の反射として措定される。平等と自由が、交換の行為のうちにその内的な統一において析出されてくる。

「交換行為それ自体から、個人は、そのどちらも、排他的かつ支配的な(規定的な)交換の主体として、自分自身に反射している。だから個人の完全な自由(傍点は引用者のもの)は、こう措定されている、——自由意志による取引、どちらの側にも暴力のないこと、自己を手段として、すなわち奉仕的なものとして措定すること、ただし自己を自己目的として、支配するもの、包摂するものとして措定するためにのみ手段として措定すること、最後に、なんら上位の利益を実現しない利己的利益。他方もまた、同様に自己の利己的利益を実現するものとして認められ、また知られているから、どちらもが、共同的利益は、二面性と多面性とさまざまな方向への自立化の形で利己的利益の交換にすぎないということを知っている。一般的利益とは、利己的利益の一般性にほかならない。だから経済的形態すなわち交換が、あ

らゆる面からみて主体の平等（この傍点は引用者のもの）を指定するものとすれば、交換をうながす内容すなわち素材——個人的であるとともにまた物的なそれ——は、自由を指定する。したがって平等と自由とが、交換価値に立脚する交換で尊重されるばかりではなく、交換価値の交換が、あらゆる平等および自由の生産的・実質的基盤である。純粋な理念としては、それらのものはこの交換のたんに理想化された表現であるし、法律的・政治的・社会的関係において展開されたものとしては、他の次元でこうしたものの基盤にすぎない。」（同前、一六四—一六五ページ）

以上の点にもとづいて、ここでいう平等と自由は、まったく近代的な範疇に属することが、なお歴史の見地から次のように確言される。

「こうした外延をもつ平等と自由とは、発展した交換価値をその基礎にもたないばかりか、むしろその発展のため潰えさるところの、古代的自由および平等のまさに反対物である。この自由平等は、古代世界においても中世においてもまだ実現されていなかった生産関係を前提としている。直接的強制労働が古代の基礎であって、共同体（Gemeinwesen）は、実存する土台としてのこの強制労働にもとづいているし、特権としての労働自体、まだその個別化の段階にあって、一般的に交換価値を生産するものとなっていない労働それ自体が、中世の基礎とみなされている。人々ところがいまのばあい、労働は強制労働でもなければ、また中世のばあいのように、より高度なものとしての共同なもの（同職組合）にたいする顧慮をともなっておこなわれてもいない。」（同前、一六五ページ）

同じ趣意は『経済学批判』の「原初稿」では、もっとも明快に次のように要約されている。

「流通のうちで発展した交換価値の過程は、自由と平等とを尊重するだけでなく、それらは過程の産物であり、交換価値の過程は、それらの現実的な基盤である。純粋な理念としては、自由と平等とは、過程のさまざまな契機の観

念化された表現である。法律的・政治的・社会的な諸関連のなかで発展したものとしては、それらは他の次元へ再生産されたものにすぎない。このことはまた歴史的にも確証されている。この基礎の上に所有と自由と平等という三位一体が、理論的にはまず十七世紀と十八世紀のイタリアやイギリスやフランスの経済学者たちによって、定式化されたばかりではない。それらは近代ブルジョア社会ではじめて実現されたのである。」(同前―V、一〇三六ページ)

『資本論』第一巻第四章「貨幣の資本への転化」の末尾で、商品としての労働力の売買の分析を終るにあたってマルクスが述べた有名な文言は、『要綱』で以上のような準備稿が仕上げられていたことによって記されたものである。その文言をふたたび記せば次の通りである。

「労働力の売買がその限界のなかで行なわれる流通または商品交換の部面は、じっさい真の天賦人權のエデンだった。ここで支配するものは、ただ自由、平等、所有、ベンサム、[△]『要綱』の記述の上記解説で個人主義として示しておいたVである。自由！なぜならば、一つの商品、たとえば労働力の買い手も売り手も、ただ彼らの自由な意志によって規定されているだけだから。彼らは自由な、法的に対等な人間として契約する。契約は、彼らの意志がそれにおいて一つの共通な法的表現をあたえられる最終結果である。平等！なぜならば、彼らは商品所持者として互いに関係しあい、等価物と等価物とを交換するのだから。所有！……なぜならば、どちらもただ自分のものを処分するだけだから。ベンサム！なぜならば、両者のどちらにとっても、問題はただ自分のことだけなのだから。彼らをいっしょにして一つの関係のなかに置く唯一の力は、彼らの自利の、彼らの個別的利益の、彼らの私利の力だけである。そしてこのように各人がただ自分のことだけを考え、だれも他人のことは考えないからこそ、みんなが事物の予定調和の結果として、または抜け目のない摂理のおかげで、ただ彼らの相互の利益の、公益の、全体の利益の、事業をなしとげるのである。」(国民文

(備考) 本文で取扱った『要綱』の論述個所の終りに近く、交換価値と商品交換の担っているこの平等と自由が、「発展した経済的關係」(II—一六七ページ)、すなわち資本主義的生産において、実は不平等と不自由に転回していることへの示唆も、それぞれ異なった立場であるが、ともに表面現象の欺瞞性に捉われたプルードンやバスターアへの批判のかたちで行なわれている。参考のためそれらの文字をあげておく。次の通りである。

「現存のブルジョア社会の全体においては、価格およびその流通等としてのこうした見せかけの平等および自由は消失するように見える。一方では次のことがわすれられる。すなわち、最初から交換価値の前提は、生産体制全体の客観的基礎として、それ自身のうちにすでに個人にたいする強制(この傍点は引用者のもの)をふくんでいること、彼の直接的生産物は、彼にとっては生産物ではなく、社会的過程ではじめてこの生産物となるのであり、またこの一般的な、外的な形態をとらねばならないのだということ、個人はもはや交換価値を生産するものとしてしか存在しないのであり、したがって彼の自然的存在の全面的な否定がすでにふくまれており、したがって彼は全面的に社会によって規定されていること、このことはさらに、個人がすでにたんなる交換者とは異なる關係におかれているところの、分業(この傍点は引用者のもの)等を前提していること、等。したがってその前提は、個人の意志から生ずるものでも、その直接的本性から生ずるものでもないばかりでなく、歴史的なものであって、個人をすでに社会によって規定されたものとして措定していることである。また他方では、いまや交換または交換で実現される生産の結びつきが「措定されている」より高度な諸形態は、個人の到達する最高の区別は、形式的な、したがって無関心的なものであるような、この単純な規定性にはけっしてとどまるものではないということがわすれられる。最後に、交換価値と貨幣の単純な規定のうちにすでに、労賃と資本との対立等が潜在的にふくまれている(傍点は引用者のもの)ことが見のがされている。つまりこうした知恵のすべては、けっきよく独立のにとらえれば純粋なこの抽象物である、もつとも単純な経済的關係以上に歩みでることをしないということに帰着する。だが現実においては、この単純な経済的關係は、むしろもつとも深刻な諸対立によって媒介されており、その表現が消失しているただ一面だけを表示しているのにすぎない。」(同前、一六七—一六八ページ)

「交換価値またはいっそうたちいていえば貨幣制度は、確かに平等と自由の制度であるが、この制度がよりいっそう発展するに

つれて、これらのものを攪乱するようになる對抗的なものは、この制度に内在的な攪乱要因であって、まさに、けっきょく不平等および不自由であることがわかってくる（この傍点は引用者のもの）ような、平等と自由の実現にはかならない。」（同前 一六八一—一六九ページ）